

2016/2/1

一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会

平素お世話になっております。

JVCA 金商法改正GP向け説明会を下記概要にて開催しますのでご案内致します。

<タイトル>

JVCA 主催：金商法改正GP向け説明会（東京・大阪開催）

<開催趣旨>

ホームページ等でご案内をしております通り、「金融商品取引法」が2015年6月3日に改正され、適格機関投資家等特例業務に関する「金融商品取引法改正等に係る政令・内閣府令」も併せて近日中に改正されて、間もなく施行される運びとなっております。

改正法の施行に当たっては、多くのGPが該当する「適格機関投資家等特例業務届出者」に対し、事業報告書(対当局)、運用報告書(対投資家)、説明書類(対公衆)の作成を含めた新たな行為規制が課せられることとなるため、このたび、金融庁様・関東財務局様・近畿財務局様のご協力を得て、改正法や作成書類に関するGP向けの説明会を開催する運びとなりました。

当日は、JVCA 常務理事（政策部会長）郷治友孝（株式会社東京大学エッジキャピタル代表取締役社長）による司会、森・濱田松本法律事務所 弁護士 増島雅和氏による概要説明、弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 櫻井拓之氏（前金融庁総務企画局市場課 課長補佐）による金商法改正等に係る概要説明、関東財務局理財部証券監督第3課（東京会場）・近畿財務局理財部証券監督第2課（大阪会場）による制度改正に伴う事務手続き等についての解説、WM Fund Associates 株式会社 代表取締役 山本千秋氏による実務面での要点説明、といったプログラムを予定しております。

適格機関投資家等特例業務を行うGPは、改正金商法の対象となりますので、VC 会員・CVC 会員の方は是非ご参加ください。なお、1社から出席可能な人数は、説明会場の都合上、後述の通り限りがございますので、ご注意ください。何かご不明の点などございましたら、協会事務局までご連絡をお願い致します。

<プログラム>

司会：JVCA 常務理事 郷治友孝

東京会場 ①2月29日(月) 14:00-16:30	大阪会場 ②3月11日(金) 16:00-18:30
・14:00-14:20 「概要説明」 森・濱田松本法律事務所 弁護士 増島雅和氏	・16:00-16:20 「概要説明」 JVCA 常務理事 郷治友孝
・14:20-15:00 「金商法改正等にかかる概要について」 弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 櫻井拓之氏 (前金融庁総務企画局市場課 課長補佐 法令改正担当)	・16:20-17:00 「金商法改正等にかかる概要について」 弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 櫻井拓之氏 (前金融庁総務企画局市場課 課長補佐 法令改正担当)
・15:00-15:40 「制度改正に伴う事務手続き等について」 財務省 関東財務局 証券監督第3課	・17:00-17:40 「制度改正に伴う事務手続き等について」 財務省 近畿財務局 証券監督第2課
・15:40-16:10 「質疑応答」	・17:40-18:10 「質疑応答」
・16:10-16:30 「実務面での要点解説」 WM Fund Associates 株式会社 代表取締役 山本千秋氏	・18:10-18:30 「実務面での要点解説」 WM Fund Associates 株式会社 代表取締役 山本千秋氏

【日時】

- ① 東京開催 : 2016年2月29日(月) 14:00-16:30
② 大阪開催 : 2016年3月11日(金) 16:00-18:30

【場所】

- ① 東京開催

森・濱田松本法律事務所 会議室

住所：東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング(受付16階)

東京駅 徒歩3分

<http://www.mhmjapan.com/ja/offices/tokyo.html>

② 大阪開催

弁護士法人大江橋法律事務所 大阪事務所 会議室

住所：大阪市北区中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー27階

JR 大阪駅（桜橋口）徒歩 13 分

<http://www.ohebash.com/jp/map.html>

【定員】

東京：150 名

大阪：50 名

【参加費】

会員、非会員：無料

【当日の緊急連絡先】

説明会当日の 9 時～17 時まで電話による対応をさせていただきます。

一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会（JVCA）事務局

03-5937-0300

※それ以外の時間帯に関しては、メールでのお問い合わせをお願いいたします。

info@jvca.jp

■VC・CVC 会員■

・ 1 社～2 名迄のご参加をお願い致します。

（VC・CVC 会員企業のご紹介であれば、会員以外でも同席いただくことは可能ですが、会場スペースの関係で JVCA 会員の出席を優先させて頂く場合がございます。）

■非会員で適格機関投資家等特例業務届出者■

・ 適格機関投資家等特例業務届出者は 1 社 1 名のみ、参加が可能です。

・ 営業目的の方はご遠慮をいただいております。

実態のないファンドによる被害を防止すべく規制は厳格化されますが、法令の内容を正しく理解をし JVCA 会員が適切な対応を進めていただきたく思いますので、会員各位のご理解ご協力をよろしくお願い致します。

<本件に関連する金融庁ホームページ>

「平成 27 年金融商品取引法改正等に係る政令・内閣府令案等の公表について」

<http://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20151120-1.html>

<説明会に関するお問い合わせ先>

一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 事務局

〒169-0074

東京都新宿区北新宿 2-21-1

新宿フロントタワー

[TEL:03-5937-0300](tel:03-5937-0300)/[FAX:03-5937-0301](tel:03-5937-0301)

E-mail : info@jvca.jp

<http://www.jvca.jp/>

FaceBook: <https://www.facebook.com/japanvcassociation?ref=hl>

以上